

白石町土地利用型トレーニングファーム

令和9年度研修生募集要項

令和8年4月8日制定
(総会時)

はじめに

白石町土地利用型トレーニングファーム運営協議会は、募集時点において白石町に農地を所有し、将来、地域の農地を預かり米麦、大豆、露地野菜等の規模拡大を図るとともに稼げる土地利用型農業経営を目指す者を研修生として位置づけている。また、就農に向けた生産技術・農業経営等の基礎研修や実践研修、そして就農予定地域の多面活動に率先して取り組むカリキュラムを構成しており、卒業後には白石町の担い手として信頼される稼げる農業経営体へと育てていく。

(趣旨)

第1条 この要項は、白石町農業担い手の確保育成及び定着を目指し、土地利用型作物における農業技術の向上及び農業経営力の習得を目的とした座学及び現地研修を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談者 土地利用型トレーニングファーム研修希望者をいう。
- (2) 研修生 研修を受講する者をいう。
- (3) トレーナー法人 土地利用型トレーニングファームの研修施設を有する農業法人をいう。
- (4) 基礎研修(座学) 講義形式(オンラインも含む)により行う研修をいう。
- (5) 実践研修(実習) 農地で行う現地での研修をいう。
主にトレーナー法人での研修がこれをさす。

(研修場所)

第3条 研修施設の拠点はトレーナー法人の研修施設となり、実習が主な内容となる。

- (1) 名称 土地利用型トレーニングファーム研修施設(トレーナー法人)
- (2) 所在地等 トレーナー法人登録一覧参照

2 座学や土地利用型作物を栽培管理するうえでの農業機械操作に係る講習等は、杵島農業振興センター、JAさが、県農業大学校等を想定している。

(研修期間及び研修生の募集定員)

第4条 土地利用型トレーニングファームの入校時期は毎年4月及び11月とする。入校から修了までの約2年間を研修期間とする。

(研修内容、カリキュラム及び研修費用)

第5条 研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修作物 米麦、大豆、露地野菜(タマネギ、キャベツ)
 - (2) 座学(基礎研修) : 研修作物の生理生態、土壌病害虫防除の基礎知識、肥料、農薬の基礎知識
 - (3) 実践研修(実習) : トレーナー法人にて土地利用型作物栽培管理の実践を行う。土づくりや播種、施肥、水管理や薬剤散布、農機具の操作の実践、出荷調製など
 - (4) 経営管理研修 : 経営に必要な基礎知識(農業簿記など基礎知識) 農業経営能力、マーケティング能力を習得するための座学
 - (5) その他、就農に必要な研修 : 土地利用型作物の生産に関する政策や農地法など就農に必要な知識
 - (6) 仲間づくり : 白石町農業者で構成する関連組織との交流
白石町内の土地利用型経営体が在籍する土地利用型研究会等との交流
 - (7) 地域活動 : 就農予定地域の多面活動への参画
- 2 研修カリキュラムについては、別紙1のとおりとする
- 3 トレーナー法人で学ぶ実践(実習)への授業料等は無料とする。ただし、研修場所までの交通費、食事費、教材費及び消耗品費、農業機械や操作等に係る講習代や免許取得等は、研修生が負担する。

(研修対象者)

第6条 研修の対象者は、以下の各項をすべて満たす者とする

- (1) 土地利用型トレーニングファーム応募時に白石町に農地を有し、将来、地域農地を預かり、米麦大豆露地野菜の規模拡大を図るもの。
- (2) 日本国籍を有し性別は問わない。研修開始日における満年齢が18歳以上をみたし、就農開始時に概ね50歳未満であること。
- (3) 研修開始時点で白石町に在住して、研修修了後も引き続き白石町内に在住して農業経営を開始し、10年以上農業に従事できるもの。また修了後5年以内に白石町地域計画の担い手として位置づけられるもの。
- (4) 本事業における研修は単なる体験農業ではなく、生業として農業経営を目指し農業技術や農業経営力を身につけるための研修制度であることを十分理解したもの。また、研修や就農について家族から同意を得ているもの。
- (5) 研修修了後の就農目標を明確に掲げることができ、土地TF研修に意欲的に出席できるもの
研修を受講するにあたり、心身ともに健康上問題がないもの(保険が必要である)
- (6) 普通運転免許証を所持していること(AT限定不可)。
- (7) 土地利用型経営に関しては、目指す営農計画に準じたトラクター等の農機購入や運搬用の車両、就農当初の生活費、農業機械の操作上に必要な免許や講習費用、就農時に自己資金(就農準備金)を含め500万円程度を準備可能なもの。
- (8) 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと。

- (9) 町税を滞納していないもの
- (10) その他、白石町長が事業の対象者として不適と認めたものでないこと。

(応募方法)

第7条 研修を希望する者（以下、「応募者」という）は、次に掲げる書類を問い合わせ先である下記の関係機関に提出する。

- (1) 研修希望申込書
- (2) 誓約書
- (3) 農業経営改善計画書（研修後営農をはじめめる農地所有者（親族等）の書類）
- (4) 農地台帳（研修後営農をはじめめる農地所有者（親族等）の書類）
- (5) 家庭状況調査書
- (6) 写真付き身分証明書の写し（ワンストップ※1相談日に提出可）
- (7) 住民票の写し
- (8) 市町村税及び国民健康保険税を滞納していないことを証する書類
- (9) 全各号に掲げるもののほか、土地TF協議会が必要と認める書類

※注意1 提出書類（1）～（5）

問い合わせ先（提出先）

白石町農業振興課、JAさが白石地区営農経済センター、杵島農業振興センター

※注意2 ワンストップ開催時に提出可能な書類（6）～（9）

提出先 白石町農業振興課

ワンストップ開催日は毎月第2週木曜日とする。詳細日程表は別紙 を参照。

(研修生の選定及び決定)

第8条

(1) 選考方法

- ①土地利用型トレーニングファーム研修希望申込書並びに就農相談カードを記入のうえ、問い合わせ先である関係機関の窓口提出する。
 - ②関連提出書類を関係機関で確認後、白石町就農相談日（ワンストップ毎月第2木曜日）に来訪し、ヒアリングを行う。ヒアリング後に土地利用型トレーニングファーム研修生の要件に該当するかを確認し、短期研修を原則2回受講する。ヒアリングにかかわる旅費等の経費は自己負担となる。
 - ③関係機関および団体の選考委員（協議会委員）による書類審査や短期研修を経て、最終面接で決定する。
- (2) 短期研修 ※応募者は必ず受講が必要である。
- トレーナー法人の農業経営を知る機会を設け、また、実際に米、麦、大豆等の土地利用型作物や露地野菜の農作業などの作業を体験してもらう短期研修を行う。なお、佐賀県農業大学生が本トレーニングファームに卒業後に引き続き入校される場合は農業大学校で受講する

農家派遣研修（2年間で20日間受講する）において白石町トレーナー法人で受講した場合は短期研修受講済みとみなすことができる。

- ① 開催日 随時（農繁期）
- ② 期間 原則連続7日間を2回実施（第1回目のヒアリング時に具体的な日時や内容を提示する）
- ③ 研修先 トレーナー法人
- ④ 旅費等 自己負担

(3) 面接

前記(2)短期研修実施後に面接を行う。

(3) 前項の規定により、協議会長は必要に応じて関係機関及び団体、トレーナー法人等から知見のある者を面接等の審査員として参加させることができる。

(4) 協議会長は、第1項の規定に基づき、研修受講の可否の決定を行った場合、研修受講合格（不合格）通知書により応募者に通知するものとする。

入校までの流れ



(研修の中止)

第9条 次に掲げる場合は、研修を中止するものとする

- (1) 研修受講の申請書類に、虚偽の内容があることが判明した場合。
- (2) 研修態度や日常生活における素行不良等が見受けられた場合で、協議会長が研修生としてふさわしくないと判断した場合。
- (3) 研修生の自己の責めに帰する事情により規定された研修日数に達しない場合であって考慮すべき特段の事情がない場合。
- (4) 協議会長の許可なく、研修日に係らず収入を得る目的で農業以外の業務に従事した場合。

(研修生の責務)

第10条 研修生は以下の責務を負うものとする。

- (1) 誓約書に定める事項を制約し、遵守すること。
- (2) 研修期間中は、その日に研修した内容を研修日誌へ記録し、毎月協議会長へ提出すること。
- (3) 研修期間中は、自身及び周囲の安全確保に万全の注意を払い、事故や火災の発生防止につとめること。
- (4) 研修中等（研修先への移動を含む）における事故・障害については、協議会及びトレーナー法人先には一切の責任を負わないことを確認し、傷害保険に加入する等、研修生自身で責任に備えること。
- (5) 研修終了後は、就農計画および経営計画の達成にむけて精力的に農業に万進すること。また、研修終了後から1年経過後に、活動状況報告書により活動状況を報告すること。

(秘密の保持)

第11条 研修生は、研修中に知り得た秘密については、研修期間内外に問わず、これらを漏らしてはいけない。

(その他)

第12条 研修体制については、トレーナー法人並びに他団体等で構成する支援機関とする。

① トレーナー法人

白石町土地利用型トレーニングファーム運営協議会が定める土地利用型農業法人である。

トレーナー法人は、土地利用型作物（米麦大豆）と露地野菜の生産出荷を行う20ha以上の農業法人とする。

② 支援機関

佐賀県農業協同組合、佐賀県農業会議、佐賀県杵藤農林事務所杵島農業振興センター、農業大学校、農業試験研究センター、農業経営課、白石町他

【協議会事務局】

白石町土地利用型トレーニングファーム運営協議会

事務局：白石町農業振興課

(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1

(電 話) 0952-84-7121 (F A X) 0952-84-6611

(Eメール) nougyou@town.shiroishi.lg.jp